

お手続きのご案内

初回レンタル時に必要な3点をご案内させていただきます。

1. 登録シートをご記入ください。
 2. 契約条項をお読み頂き、署名・捺印をお願い致します。
 3. お客様の身分証明書と所属会社のお名刺をご持参ください。
- ※コピーを取らせて頂きます。

注意事項

ご返却はご使用日翌営業日の12時（正午）までとなっております。

12時を過ぎました延着に関してましては、1日分の延長料金が発生します。ご注意ください。

1. 登録シート

会社名	ふりがな
住所	ふりがな
電話番号	
代表者名	
ウェブサイト	
業務内容	
担当者名	ふりがな
部署・役職	
電話番号	
Eメール	

2. 契約条項

貸受人（以下、甲という）は、ジュエ株式会社（以下、乙という）から乙が所有する機材の借り受けについて、別に特約がある場合を除いて次のとおり契約する。

機材貸出

- 甲は責任を持って借受機材を使用・保管する。質入・転貸譲渡など乙の所有権を害してはならない。万一使用場所や使用用途を変更する必要があるときは、速やかに書面をもって連絡し、その承認を乙に求めなければならない。
- 甲が借受機材でドローン空撮や水中撮影等など、借受機材の破損を伴う可能性がある撮影を行う際には、保険に直接加入すること。万一事故が起きた場合は、乙に機材修理・営業補償費を負担しなければならない。
- 甲は乙から承認を得て機材を借り受け、貸出現状のまま乙へ機材を返却する。
- 甲が借受機材につき第三者から強制執行、仮処分、差押さえ等を受けたときは、本機材が乙の所有であり、甲の所有でないことを主張証明し、かつ、これらの事態が発生した場合ただちに乙に通知し、乙の指示に従わなければならない。このために乙が支出した費用はすべて甲が負担する。
- 甲は契約使用期限を厳守しなければならない。ただし、甲は乙に使用期間の延長を事前に連絡し、乙の承認がある場合はこの限りではない。

貸出料金

甲の乙に対する貸出料金の支払は次のとおりとする。

- 貸出料金は乙の提示した価格によるものとする。
- 特別料金として、保証金、設置料、オペレーター料、運搬料等は別途乙が提示するものとする。
- 甲の乙に対する支払は機材借受時全額現金を原則とする。

保険

- 乙は機材に日本国内のみ適応の動産総合保険（普通約款、免責額 10 万円）を付保するものとする。ただし、一部機材（民生機・アクセサリ類）に関しては、保険の対象から除く。
- 海外使用の場合は、甲は直接保険会社と、乙の指定する保証金額とする保険を、甲の責任にて付保するものとする。ドローン空撮や水中撮影等など、借受機材の破損を伴う可能性がある撮影を行う際には、保険に直接加入すること。
- 取扱上の不注意、天災による損傷の場合は、甲は修理代金実費及び修理期間中のレンタル料金を乙に支払うものとする。

機材の滅失、毀損（故障と障害）

甲は乙より借り受た機材を本番使用前に十分な点検を行い故障の有無を確認すること。その後、本番使用中に故障が生じ撮影等に支障・損害が生じても、その責任や損害について乙は一切の責任や債務を負わないものとする。

契約解除

- 甲が次の各項に該当する時は、本契約は解除され借受機材はただちに乙に返還しなければならない。
 - 本契約のいずれかに違反したとき。
 - 強制執行、仮処分、仮差押を受けたり、甲の信用状況に著しい変化が生じたとき。
- 乙は必要に応じ代行店をして本契約に基づく権利を行使したり、義務を履行させることができる。この場合乙は甲にその旨通知する。

管轄裁判所

本契約について紛争が生じたときの管轄裁判所は東京地方裁判所または東京簡易裁判所とする。

私、（甲ご署名） は、
乙の契約条項に同意し厳守します。

会社名：

代表者名：

住所：

社印

代表印